

日本労働年鑑 戦後特集(第22集)
The Labour Year Book of Japan post war special ed.

第四篇 無産政党運動

第二章 日本共産党

十三 危機突破二方策の発表

日本共産党では、危機克服の対策として昭和二二年八月八日「危機突破宣言決議案」を発表し、さらにその重要な内容である「重要産業国営人民管理法案」を七日記者会見において発表。ついで議会に提出した。

「重要企業国営人民管理法案」の全文は左の通りである。

重要企業国営人民管理法案全文

提案理由害

一、独占資本と官僚との支配による生産力の破壊

敗戦によって軍閥の支配機構が解体せしめられたとき、その残党と腐敗せる高級官僚は火事ドロ的不正行為によって、特殊物権の横領と隠匿をなし、生産の破壊と市場のかく乱の第一歩をつくり出したが、それはなお現在に至るまで継続されている。

この間、独占資本は、インフレーションの激成を通じて、労働者、農民、勤労市民大衆、中小資本からの収奪を強行した。同時に正常な生産を放棄して、ヤミ投機によって巨利を獲得するのことに熱中し、その結果まじめに生産に従事する企業は経営をつづけてゆくことができなくなった。資材も資金も労力も無計画に非生産的ヤミ市場に逃散浪費せしめられた。即ち生産は戦後の最高水準に達した本年五月をとって見ても、戦前の三二%におちこんでしまった。

私的利潤の追求を唯一の目的とする資本主義生産関係は、かくしてたゞに生産力発展と矛盾するにいたったというよりも、むしろハッキリと生産力に対する積極的破壊をもたらした。とくに最高の生産力たる労働力は大量首切り、給与ストップ、労働条件の極悪化により破壊され、職場放棄のやむなきにいたって農民の労働力の価値も、必需品の独占価格と農産物価格の差により、致命的収奪をこうむった。経営の私的形式はもはや断ことして排除されて社会的形式によっておきかえられねばならない。これによつてのみ、生産力発展に対する一切の障害はとりのぞかれ、農業の発展も保証される。わが党の銀行ならびに独占重要企業の国営人民管理はその意味において提起されるものである。

この国管案は民主人民政権の初期の段階において、急速に経営の実体をとらえて、

これを運営するための、応急的手段にすぎずわれわれは出来るだけ早くこれを国有に移し、私的利潤と完全に絶縁せる国有形式をもって全経済の飛躍的復興に資せねばならない。

殊に金融機関、石炭、金属、海運、電力等については既に労働大衆の間にも速に国有にすべしとの意見がたかまりつゝあり、われわれもこれを強力に推進するものである。

二、国营化の前提条件はすでに成熟している。

独占金融資本とその代弁者たる諸政党の政府は銀行ならびに重要企業の国营に対して本能的におそれをなし、反共的デマ宣伝をもって私的経営方式にしがみつこうとしているが、事實は国营の前提条件はすでに成熟しているのである。みよ、石炭、鉄鋼、石油電力などは独占金融資本がその生産能力の七、八割まで独占しており、さらにこれらの諸企業は国家財政(補助金、助成金)と国家金融(日銀、復興金庫)との救済なしには存続しえなくなっているではないか。同時に市中銀行もまたヤミとインフレの続行による融資力を失い日銀に対して絶望的に依存せざるを得なくなっている。しかし日銀の死命は超国会的経済安定本部の官僚がにぎっている。かように銀行といわず重要産業といわず、私的経営は破産にひんし、事実上国家に隷属している。言いかえれば重要な金融と生産はその私的所有関係にかゝらず、実質上国营化の客観的前提条件を成熟せしめている。

三、官僚統制か人民管理か

すでに私的経営方式が破算して実質上国营化の客観的条件が成熟している今日、問題はこの条件を官僚的国家独占資本主義、ひいてはファシズムに道転させるか、それとも人民管理の実行によって社会主義の前提条件たらしめるかにある。社会党のいわゆる国管案は明りように独占金融資本の救済のために全労働者階級と中小企業とに極度の犠牲を強要し(賃金ストップ、企業整備と新なる首切り、労働戦線に対する分裂政策等々)同時に経済安定本部機構の強化を通じて、官僚統制の強化に拍車をかけるものである。

これに反してわが党の人民管理はどこまでも労働階級を主体とし、独占金融資本の負担において全勤労人民大衆の生活の安定と向上を内容とする生産力の発展を約束するものである。かゝる人民管理とは労働組合、農民組織、市民組織、中小企業者団体、これらと協力する科学者技術者が、国会に対して責任を負いつゝ経済政策全般に関する決定権をにぎることなのである。中小企業者に対しても、これを独占金融資本の拘束圧迫から解放し、これに営業の自由をあたえ、進んで優秀技術を伴う協同経営化の方向に発展せしむるものである。国营人民管理の以上の方式が如何に経済復興に寄与するものであるかは、現に東欧諸国の経験がこれを実証している。わが党の提案する国营人民管理は広はんな勤労大衆をして、真に日本再建と生産復興のために積極的に参加させる唯一の方策である。国营人民管理の成功は全人民大衆の圧倒的支持によつてのみ保証される。

要 綱

本法はわが国経済の急速な復興と人民生活の安定と向上とをはかるため重要産業を

国営に移し人民管理のもとにこれを計画的総合的に運営するとともに社会主義実現のキソをつくるものである。なお、すべての金融機関(銀行、保険その他)を国営人民管理にうつすと共に、すでに国営化されている鉄道、通信等については、これに人民管理の方式を適用することにより本法の目的にそわせる。

第一章 目的

第一条 重要産業を国営とする目的は次の通りである

- 一、独占企業の資本主義的経営と官僚統制の撤廃ならびに人民管理の確立
- 二、資本家的利潤に対する嚴重制限と統制
- 三、営業の秘密の廃止、経理の公開と価格の適正化
- 四、資源施設等の私的独占の排除、財閥の徹底的解体
- 五、重要産業の計画的総合的運営による産業復興の飛躍的促進
- 六、隠蔵物資の徹底的摘発、未利用資源の開発とその合理的活用
- 七、国営産業、生産物の必要産業部門への確実な配給とヤミの撲滅
- 八、必要原材料の輸入促進とその計画的配分
- 九、現有生産設備(賠償指定設備を含む)の完全操業
- 十、能率向上、生産増強のための機械化、建設、開発等の強力な促進
- 十一、失業の絶滅と完全就業の実現
- 十二、労働者の生活を保証する最低賃金制の確立
- 十三、強制労働から労働者解放、労働力の維持、培養に必要な労働条件の徹底的改善
- 十四、労働時間の短縮と適正な交替制の採用
- 十五、研究機関の強化拡充による技術の高度化とその公開交流
- 十六、財閥と官僚統制の圧迫よりの中小企業と農業との解放、その自由な発展、協同組合化の促進

第二章 適用範囲

第二条 本法により国営とする産業の範囲は次の通りである

- 一、鉱山採掘業……石炭、鉄鉱石、非鉄金属、石油
- 二、電力業……発電、送電、配電

三、製造業……鉄鋼、セメント、肥料、繊維(綿、人造繊維)紙

四、運輸業……海運、私鉄、小運送

五、逡信業……放送

六、土建業……重要産業ならびに国家のために必要な土建業

七、その他最高経済会議が必要と認める産業、既に国有化されている鉄道、郵便、逡信等は人民管理とする

第三条 前条に定める産業の各企業は原則として全部を国管に移すが、最高経済会議の指定する中小企業は国営から除外される

第三章 最高経済会議

第四条 国民経済全般に関する計画の立案政策の決定、執行の監視、監督を行う最高機関として最高経済会議を設ける、最高経済会議は国会に対して責任を負うものである

最高経済会議は国営産業に対して指揮命令し、その決定と命令は法律と同一の効力を有し、政府は之を執行するものである

第五条 最高経済会議は労働組合、農民組織、中小企業者団体、市民組織および政党の各代表をもって構成する

第四章 運営機関

第六条 国営産業の運営のために次の諸機関を設ける

一、国営産業管理委員会(略称管理委員会)

二、産業者、各産業経営局

第一節 管理委員会

第七条 最高経済会議のもとに各国営重要産業毎に管理委員会を設け、国営産業の人民管理機関とする。管理委員会は次の事項を執行する決定をするとともに、この決定を産業省と各産業経営局に対して監視監督ならびに徹底的な能率考査を行う

一、復興、開発および新規事業計画の大綱

二、生産計画の大綱ならびにこれと関連する労務、資金、計画の大綱

三、配給、輸送計画の大綱

四、産業省と各産業の経営局の主要人事

五、その他本法の目的達成に必要な事項

第八条 管理委員会は産業省と各産業経営局(本部、地方部、事業部)に対応して設けられる

第九条 管理委員会の構成は次の通りである

- 一、当該産業労働組合委員
- 二、関連産業委員

但し関連産業委員は原則としてこの労働組合代表で構成する外にその経営担当者および農民組織代表、市民組織代表等を含ませることが出来る

管理委員会はその任務の執行の必要に応じ専門委員会を設けることができる

第十条 前条の委員は別に定める選出母体の公選によりその任期を満一年とするが、任期中でも選出母体の決定によって交替させることができる

第二節 産業省および経営局

第十一条 管理委員会の決定に従って国営産業全体の運営を担当するとともに、その他の産業に対する行政官庁として産業省を設ける

第十二条 産業省のもとに各国営産業毎にそれぞれ経営局を設け中央本部、地方に地方部、単位経営に事業部を設け当該管理委員会の決定に従って経営にあたる

第五章 補償

第十三条 国家は本法の実施によって国営に移された企業の所有者に対して使用料を支払う。使用料の額は管理委員会が定める

第六章 会計

第十四条 各産業経営局の会計は独立採算制を原則とする

第十五条 各産業経営局の会計監査は当該管理委員会が行う

第七章 罰則

第十六条 国営の妨害、国営財産の損もう、隠とく、じょう渡、きよ偽の報告ならびに最高経済会議および管理委員会の決定に従わない者に対しては別に定める罰則を適用する。

附則

一、本法の施行と同時に経済安定本部、商工省ならびに地方安定局、地方商工局を廃止する

一九四七・八・七

■ ←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
